

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第3回）	参考資料3
令和7年12月19日(金)	

構成員提出資料

目次

○ 王寺 直子	構成員提出資料	・・・P. 2
○ 奥山 千鶴子	構成員提出資料	・・・P. 4
○ 中陳 亮太	構成員代理提出資料	・・・P. 5
○ 万井 勝徳	構成員提出資料	・・・P. 12

令和7年12月19日

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会 代表理事
社会福祉法人浄元福祉会 理事長
王寺 直子

意見書

1. こども誰でも通園制度の実施に関する手引きについて

『Ⅱ 事業実施の留意事項』において、改めて、事業者に対し、こどもの安心安全を担保し、こどもの命を守ることが大前提であること、そのためには、こどもの発育発達に応じた保育を展開することが求められ、こどもの心身の状態に、十分に配慮することを記載していただきたい。

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における取りまとめ（案）概要について

2. 第2 令和8年度以降の制度の在り方について

③こども誰でも通園制度の研修

特に子育て支援員研修については、こども誰でも通園制度用の新たなコースを創設されることが進められているが、そもそも、こどもの成長発達やこどもとの関り方、注意すべき点等について、事業別に区分されるものではないと考える。子育て支援員の位置づけ、子育て支援員研修の在り方、内容全体について改めて検討されることを望む。

④その他の事項（手引、総合支援システム等）

総合支援システムについては、全自治体が導入し、全ての事業者、保護者が使用できるよう、短い周期でのシステム改良（アップデート）を継続することを望む。

3. 第3 中長期的な課題について

④こども誰でも通園制度の効果検証

制度が制度として、円滑に実施されているか否かを計ることも、大切なことであるが、この制度の趣旨に則り、こどもの視点から『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する』ことが実現できているのかの検証が必要であると考えます。

4. 全体を通して

今回のこのこども誰でも通園制度を創設に至るプロセスについて、こども基本法及びこども（児童）の権利に関する条約に基づき実施されていたかの検証が必要であり、これからの制度運用の中でも、こどもの権利が保障されている制度運用になっているのかという点での検証が

不可欠である。

また、0-2歳の子どもたちが発するシグナルとしての意見（声なき声）をどのようにすれば、聴取することができ、子どもたちの状態を把握することができるかを検討する必要がある。そのためには、DXを駆使しデータ収集を行い、分析を行うことが必要である。子どもたちに対する感覚的や習慣的なものだけでなく、エビデンスベースで検証するための調査研究・開発などが積極的に行われることを望む。

さらに、子ども誰でも通園制度のみならず、子どもに関わる制度全般が所管によって分断されてしまわないよう、要領・指針のみならず、ガイドラインや運営規則などについても、子どもを主語にとりまとめが行われることを強く望む。

以上

2025年12月19日

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第3回）
意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
認定 NPO 法人びーのびーの
理事長 奥山千鶴子

全国には、公的補助が入らない時代から就園前の子どものための自主保育、一時預かり、グループ預かりを実施していた団体が多数存在しました。それは、親の就労に限らず子どもの育ちにとって必要であり、また保護者にとっても子どもを理解してくれる伴走者（保育者）や保護者同士のピアサポートが家庭のウェルビーイングにつながるなどの強い思いからだと思っています。

本事業の創設により、当法人ではグループ預かりをやめて本事業の試行実施に参加させていただきました。同様に自主的に先行して実施してきた団体が本制度に移行できますよう、自治体の皆さまには格段のご支援をお願い申し上げます。

1. 補助・公定価格について

本格実施にあたり、本制度の提供体制を整えるため、また事業者が安定的に事業を行うためには十分な補助・公定価格の設定が重要です。加えて、民間施設を活用して実施する事業者への家賃補助、環境を整えるための施設整備については事業所類型や運営主体で差が生じることがないように、よろしく願いいたします。

2. 市町村を超えての広域利用について

利用者は、「月10時間」の上限の中で広域利用ができるとされています。事業者ごとに、利用料が異なるケースや申し込み方法等が異なるケースが想定されます。利用者の住民票がある自治体と広域利用の自治体間で調整が可能となるよう、総合支援システム上で確認が取れる等の配慮が必要です。

3. こども誰でも通園制度の研修について

質の高い通園を保障するため、子育て支援員研修の中に新たな研修コースを創設し、保育士以外のものが従事する要件とすること、また研修が本格実施するまでの経過措置についても賛同します。また施設長や管理者、保育士についても、本制度の理解を促進するための動画や研修教材についても作成する予定となっており、十分に活用されるよう周知が必要です。

4. 利用者が選択できるよう伴走支援を

利用者が自主的に通園先を選択できるよう、総合支援システムや「ここdeサーチ」の活用、さらには利用者支援事業基本型（いわゆる子育て支援コーディネーター）や、特定型（保育コンシェルジュ）、地域子育て相談機関等での利用促進、制度や利用方法の周知、手続きのサポート体制を強化していただきますよう、よろしく願いいたします。

令和7年12月19日

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会御中

NPO法人全国小規模保育協議会理事長
認定NPO法人おれんじハウス 理事長
中陳 亮太

要望書

今回のこども誰でも通園制度に関する要望は、以下のとおりです。

- ◎自治体の実施事業所について施設類型で除外することのないよう通知を出してください。
- ◎補助基準上の利用可能時間上限10時間を撤廃してください。
- ◎0歳6ヶ月からとされる対象年齢を生後57日からにしてください。
- ◎「施設長及び管理者」と「保育士」に受講してもらいたい研修について研修時間を公定価格に含めてください。

◎自治体の実施事業所について施設類型で除外することのないよう通知を出してください。

地域で本制度に取り組む事業者が増えるよう、意欲ある事業者の参加が妨げられることがないように、実施事業所として小規模保育など特定の施設類型が自治体から除外されることのないよう通知を出してください。

【現状】

- こども誰でも通園制度の制度では以下のように多様な事業者、施設が想定されています。¹

こどもみんなの
こども家庭庁

乳児等のための支援給付交付金（こども誰でも通園制度）

新規

成育局 保育政策課

令和8年度概算要求額 事項要求

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、いろいろな形で支援を強化することを目的とする。

事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後6か月から満3歳未満のこども

【実施事業所】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等において設備運営基準を満たした事業所

¹ こども家庭庁「令和8年度予算概算要求の概要」(事業別資料集)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/3dc27d93/20250908_policies_budget_81.pdf

- しかし、自治体によっては実施事業所を公立認可保育所等、一部の類型に限定している場合があります。
- 自治体が予め実施事業所を限定しては意欲ある施設でも制度実施に手を挙げることができません。
- これではこども誰でも通園制度の普及がスムーズにいかず、制度本来の主旨である「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援」を叶えることができません。
- こども誰でも通園制度を今後普及させ、「地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援される」状況を全国で叶えるため、制度で定められ、必要条件を満たした事業者であれば、確実に認可申請できる状態を保障してください。

【要望】

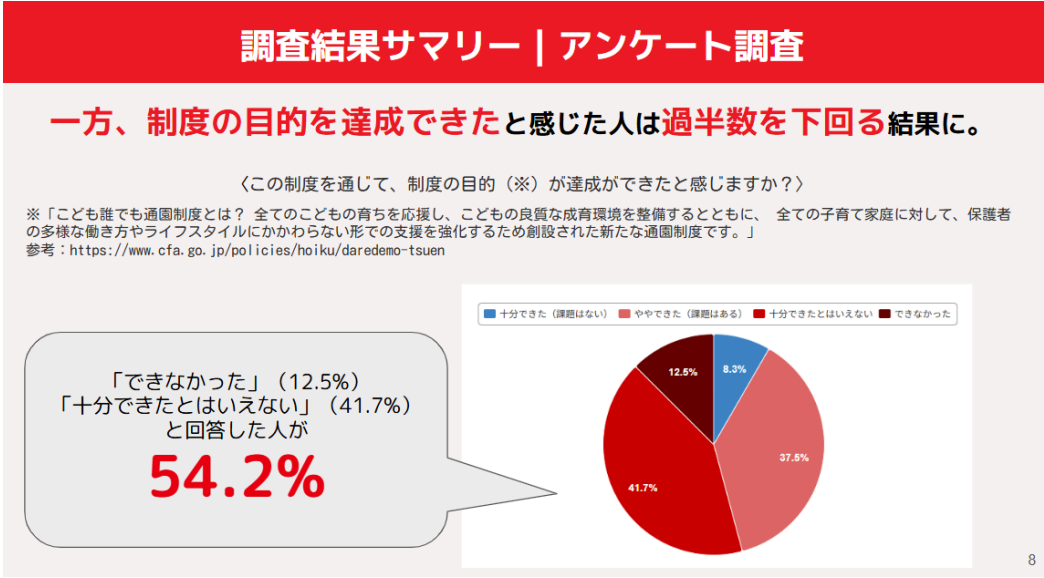
- こども誰でも通園制度の実施事業所を自治体が施設類型で除外することのないよう通知を出してください。

◎補助基準上の利用可能時間上限10時間を撤廃してください。

事業者の声をうけて、地域で必要とされている量の保育が提供できるよう、補助基準上の利用可能時間である10時間の上限を撤廃してください。

【現状】

- 令和8年度におけるこども誰でも通園制度の利用可能時間は令和7年度と同様の月10時間までとされています。²
- 弊会では「こども誰でも通園制度」に関するアンケートを全国の保育事業者向けに今年8-9月に実施しました。回答には現行の利用可能時間についても意見が寄せられています。
- こども誰でも通園制度を既に実施している施設のうち、制度目的である「全てのこどもの育ちを応援する」が「できなかった」「十分できたとはいえない」との回答は54.2%、半数強にのぼ



ります。

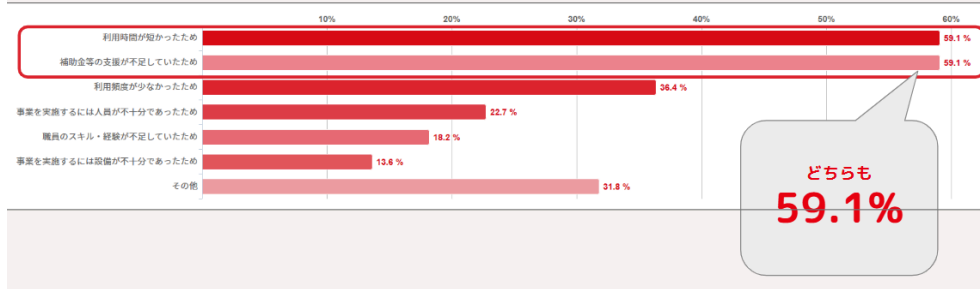
- 上記、制度目的を達成できなかったと回答したうちの約6割が、その理由として「利用時間が短かった」こと、具体的には「保育の連続性や専門性が十分に発揮できない」「家庭の様子が分からない」を挙げています。

² こども家庭庁「令和7年度の実施状況等について」こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会(第3回) 資料1

調査結果サマリー | アンケート調査

原因は、**利用時間の短さ**や、**補助金等の支援の不足**

〈「ややできた（課題はある）」「十分できたとはいえない」「できなかった」と答えた方に質問です。理由はなんですか。〉



- このように利用可能時間が10時間と規定されることで「全てのこどもの育ちを応援する」ことや、「全ての子育て家庭への支援」が制限されてしまいます。
- 補助基準上の利用可能時間の上限を撤廃し、体力ある施設は10時間以降も子ども誰でも通園制度でお預かりを可能とすることが、地域で必要な保育の提供を強化することとなり、全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援につながります。

【要望】

- 令和9年度以降、補助基準上の利用可能時間である上限10時間を撤廃してください。

◎0歳6ヶ月からとされる対象年齢を生後57日からにしてください。

0歳での虐待死を未然に回避するためにも、生後57日から保育可能な保育所が、こども誰でも通園制度でも保育提供が可能となるよう、自治体や保育所が対象年齢を生後57日から選べるようにしてください。

【現状】

- 生後間もない時期は、保護者の心身の疲労や育児不安を感じやすい時期です。虐待により死亡するこどもの人数は令和5年度の調査で年間65人にのぼり、なかでも0歳児が7割近くを占めています。³

2. 死亡事例（65人）の分析

(1) 心中以外の虐待死（44例48人）各項目において特徴的なものを主に掲載

○死亡したこどもの年齢	0歳 (0歳のうち 日齢0日児 16人(48.5%))	33人 (68.8%)
	3歳未満	38人 (79.2%)

- 保育所は生後57日からの預かりが可能なところもあります。「こども誰でも通園制度」においても、虐待死や孤独な子育ての観点において、少なくとも受け入れ可能な人員や設備を有する保育所が受け入れたいとする場合に、制度上妨げる必要はないと考えます。

【要望】

- 対象年齢を生後57日から0歳6ヶ月までは自治体や園ごとに選択できる仕組みにしてください。

³ こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第21次報告)の概要」(令和7年9月)
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3f371a7d-4ed6-4e18-ba72-dfa68a8e7289/b46c87a0/20250909_councils_shingikai_gyakutai_boushi_hogojirei_21-houkoku_01.pdf

◎「施設長及び管理者」と「保育士」に受講してもらいたい研修について研修時間を公定価格に含めてください。

保育所での研修実施は、短時間であっても預かりとは別の人員配置のためのシフト調整等、事業者負担が発生します。
 制度の安定化、実施施設の拡大のため、「保育士以外の従事者」以外の、「施設長及び管理者」と「保育士」に受講してもらいたい研修について研修時間を公定価格の対象にしてください。

【現状】

- 本制度の研修の一部について、「保育士以外の従事者以外にも、施設長及び管理者、保育士にも受講してもらいたい」と記載があります。⁴

こどもまんなか
こども家庭庁 こども誰でも通園制度の研修について

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育て家庭現状(60分)	②子ども家庭福祉(60分)	③子どもの発達(60分)	④保育の原理(60分)		
		⑤対人援助の価値と倫理(60分)	⑥児童虐待と社会的養護(60分)	⑦子どもの障害(60分)	⑧総合演習(60分)		
共通	12科目 15～15.5時間	①乳幼児の生活と遊び(60分)	②乳幼児の発達と心理(90分)	③乳幼児の食事と栄養(60分)	④小児保健Ⅰ(60分)	⑤小児保健Ⅱ(60分)	⑥心肺蘇生法(120分)
		⑦地域保育の環境整備(60分)	⑧安全の確保とリスクマネジメント(60分)	⑨保育者の職業倫理と配慮事項(90分)	⑩特別に配慮を要する子どもへの対応(0～2歳児)(90分)	⑪グループ討議(90分)	⑫実施自治体の制度について(任意)(60～90分)
一時預かり事業	6科目 6～6.5時間 +2日以上	①一時預かり事業の概要(60分)	②一時預かり事業の保育内容(120分)	③一時預かり事業の運営(60分)			
		④一時預かり事業における保護者への対応(90分)	⑤見学実習オリエンテーション(30～60分)	⑥見学実習2日以上			
地域型保育	6科目 6～6.5時間 +2日以上	①地域型保育の概要(60分)	②地域型保育の保育内容(120分)	③地域型保育の運営(60分)			
		④地域型保育における保護者への対応(90分)	⑤見学実習オリエンテーション(30～60分)	⑥見学実習2日以上			
こども誰でも通園制度	●科目 ●時間 +●日以上	こども誰でも通園制度コースの設定 ■検討事項■ ・科目の設定方法・各科目の内容・時間数・講義形態(講義・演習・実習等) ・「①保育士以外の従事者」以外にも、「②施設長及び管理者」「③保育士」にも受講してもらいたい部分をチャプターで区切り抜粋できるようにする /等					
		別途、上記研修で作成した研修内容や研修動画を活用し、施設長及び管理者、保育士向けの研修教材(動画・マニュアル・リーフレット等)を作成予定					

全コース必須

既存コース(経過措置対象)

本制度用として創設

- 「こども誰でも通園制度」は認可保育所の運営とは分けて認可される別の事業になります。この研修の位置づけも同様であり、従来の認可保育所の公定価格には含まれません。
- さらに、本制度の研修で「保育士以外の従事者」以外の「施設長及び管理者」と「保育士」に「受講してもらいたい」とされるチャプターの受講時間は、本制度の公定価格においても、対象とされておりません。
- 保育所での研修実施は、預かりとは別に短時間であっても人を配置することになります。その場合シフト調整・別の人員の人件費等、事業者負担が発生します。
- 「受講してもらいたい」と位置づける研修であれば、事業者努力に依拠する形でなく、公定価格の対象とすることで、保育所における研修実施を確実にする制度設計にしてください。

⁴ こども家庭庁「令和7年度の実施状況等について」こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会(第3回) 資料1 P9

【要望】

- 「保育士以外の従事者」以外の、「施設長及び管理者」と「保育士」に受講してもらいたい研修時間について、公定価格の対象に含めてください。必要とされる過程や工数を補助対象とすることで制度の安定化、実施施設の拡大につなげることができます。



「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会」(第3回)提出資料

令和7年12月19日(金)



確認事項

① 認定証の取扱いについて

これまでの制度確認時にも、また、先日発出されたフロー等でも認定証については「オンライン」交付となっており、総合支援システムでの発行と認識しておりますが、支援法や府令等での認定証にかかる各規定が紙交付が前提とされている記述となっていることから、念のため再確認したいのですが、自治体は総合支援システムで認定証を発行する場合は別途紙での交付は不要ということで相違ないでしょうか。

紙交付での処理が必要となった場合、教育・保育給付認定等では法令上、通知形式での処理が可能となっておりますが、乳児等支援給付認定では通知形式での規定が整備されていないため、法令どおり変更等のたびに回収等が必須となり、利用する市民もオンラインでの処理ができず、持参又は郵送等の負担が生じること、回収できるまで事務が停滞したり、回収の後追い等自治体の負担が増大することが予測されますので、柔軟な対応ができるよう必要な措置を講じていただきたいと思いますと考えております。

② 要支援家庭児の認定情報について

手引き等において「利用者の同意を得たうえ利用者登録する」旨運用が規定されていますが、障がい児や医療的ケア児と異なり、関係機関間で支援・見守り対象としているが当事者には知らせていないようなケースもある中で、自治体や事業所はどのような対応をしていくことを想定されているのでしょうか。

現状では要支援家庭児の加算認定は利用者によるその適用が認識されてしまうことから、原則、利用者自身から要支援家庭に該当すると申し出があった場合のみ適用するような運用になってしまっているのではと考えておりますがいかがでしょうか。

③ 公立で実施する場合の給付費について

公立で実施する場合の乳児等支援給付について、支援法上の他給付と同様に実際の歳出行為がなくても利用実績による支弁額の算出額から国及び都道府県の負担分を請求し、歳入行為のみ行うことは可能でしょうか。



確認事項

④ 自治体による認定の変更・取消し等について

「利用者は変更が生じた場合、市へ書類の提出が必要」の旨規定されている一方で、「事項を証する書類は市が公簿等で確認できる場合は省略できる」とも規定されているところ、特に市外への転出や保育所等の利用開始については、市が公簿等により把握できるものであり、利用者からの書類の提出を求めずとも「要件不足」の事実をもって認定変更(取消し)等を行っても差し支えないでしょうか。

毎日利用することが前提の保育所等の利用と異なり、一回限りの利用となる可能性も高い本事業の性質上、利用者が届出や報告することなく連絡がつかなくなる又は提出をしてもらえないケースも想定され、当該書類の回収が必須となると事務負担が増大することが懸念されるため柔軟な対応を認めていただきたいと思いますと考えております。

⑤ 各加算や補助事業の要件見直し等について

既存の教育・保育給付の処遇改善等加算や保育士宿舍借り上げ支援事業等は、通常保育への従事が要件となる一方で、特に保育所等と乳児等通園支援事業を一体的に実施する場合、保育士等の確保の課題から、同一の保育士等が兼務する可能性も高く、その場合において、従前対象だった処遇改善等加算や宿舍借り上げ支援の対象外となることは、保育士等の処遇改善・確保という観点からも望ましくなく、また、今後の乳児等通園支援事業の拡大・推進のためにも、各加算や事業要件の見直しや柔軟な対応が必要と考えるが、何かしら整理・改正を予定されているのでしょうか。

今後、保育所等の多機能化を推進されていくにあたって、同一施設で勤務する職員が、従事する事業によって対象・非対象となることは非常に問題があると考えますので、必要な措置を講じていただきたいと思いますと考えております。



満3歳児の受入れの課題・懸念事項

乳児等通園支援事業は満3歳の誕生日の前々日までが対象となることから、その後の受入れ先の確保として1号認定こどもの満3歳児の受入れ推進等を掲げておられますが、満3歳児の受入れにあたっては様々な課題や懸念点があることから、当該課題等の解消・整理が必要と考えております。

① 既存の3歳児(学年)と同じ学級に編成する場合

4月から学級編成され、幼児教育課程を実施している学級に、満3歳になって年度途中から編入することになることから

- ア 年齢差や習熟度差から現場では個別対応が必要となることが多くあり、教諭等の負担が大きいこと
- イ 編入時点では、まわりはできることが自分ができない等、こどもの自信の喪失につながる懸念があること
- ウ 次年度においては、初期にもどって再度3歳児の課程を受けることになる

等、学級運営や教育方針・課程面での大きな課題等がある。

② 満3歳児のみの学級(満3歳クラス)を編成する場合

①の運用には課題があるため、満3歳児に限った学級(いわゆる満3歳クラス)を編成した場合

- ア 4月時点では場合によっては1人だけとなる等、こどもの教育環境としては望ましくない状態でのスタートとなる
- イ 15人につき1人程度の配置基準をもとに公定価格が設定されていることから、事業者の安定的な運営継続の面で困難
- ウ 認定こども園においては、こどもがその保育の必要性の有無にかかわらず等しく幼児教育課程を受けられることを基本理念にされているところ、1号認定こどもについては満3歳クラスを編成し、幼児教育課程が提供される一方で、2歳児クラスの2号認定こども(満3歳児)については、2歳児クラスでは学級編成等はなく、保育所等と同様保育の提供に限られた運用となっている

等、現行制度上での運用・整合性に大きな課題等がある。



学年制度(学級編成)の考え方

0歳クラス(学年) (年度途中で満1歳)	1歳クラス(学年) (年度途中で満2歳)	2歳クラス(学年) (年度途中で満3歳)	3歳クラス(学年) (年度途中で満4歳)	4歳クラス(学年) (年度途中で満5歳)	5歳クラス(学年) (年度途中で満6歳)
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

● こども誰でも通園制度

0歳児 *6か月~	満1歳児	満2歳児	対象外
--------------	------	------	-----

● 幼稚園制度

満3歳クラス *実質2歳クラス	3歳クラス(学年) (年度途中で満4歳)	4歳クラス(学年) (年度途中で満5歳)	5歳クラス(学年) (年度途中で満6歳)
1号認定又は新1号(新2号)認定 無償化対象			

● 認定こども園(新制度)

満3歳クラス *実質2歳クラス	3歳クラス(学年) (年度途中で満4歳)	4歳クラス(学年) (年度途中で満5歳)	5歳クラス(学年) (年度途中で満6歳)
1号認定	1号認定	1号認定	1号認定
無償化対象			

0歳クラス(学年) 年度途中で満1歳	1歳クラス(学年) 年度途中で満2歳	2歳クラス(学年) 年度途中で満3歳	3歳クラス(学年) 年度途中で満4歳	4歳クラス(学年) 年度途中で満5歳	5歳クラス(学年) 年度途中で満6歳
3号認定		2号認定	2号認定	2号認定	2号認定
応能負担			無償化対象		